



# 自転車の安全利用の促進!

## 自転車月間～関連メールマガジン第7号

### 自転車の安全利用に関する疑問?



を解消しましょう!



～身近な違反行為 (その2)～

Q. 一時停止場所では、必ず一時停止しないといけませんか?

A. 必ず一時停止しなければなりません。  
指定場所の一時停止の対象は「車両等」と規定されていますので、自転車も必ず一時停止しなければなりません。



Q. 警音器（ベル）が故障した自転車を運転すると違反になりますか?

A. 山口県道路交通規則により、有効な警音器を備えていない自転車の運転は禁止されています。

Q. 夜間、自転車は前照灯を点灯しないといけませんか?  
また、自転車後部の反射器を取り外して運転してもよいですか?

A. 夜間、自転車で道路を走るときは、前照灯及び尾灯（又は反射器材）をつけなければいけません。

Q. 飲酒して自転車を運転してもよいですか?

A. 酒気を帯びて自転車を運転してはいけません。  
酒に酔った状態で運転した場合、罰則が設けられています。  
(5年以下の懲役又は100万円以下の罰金)



次号は、自転車運転者講習について説明します!